

# 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

## 第1部 一般廃棄物処理基本計画の概要

### 1 策定の趣旨

本市においては、平成23年9月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R施策の実施等によるごみの減量化・資源化や、ごみと生活排水の適正処理を進めているところである。

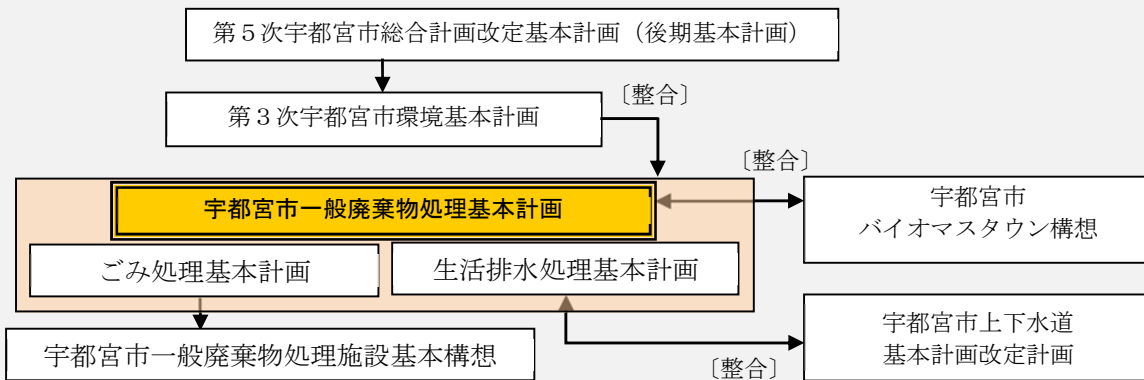
こうした中、ごみ排出量の推移、施策の効果、発生抑制・再使用の取組強化を進める国の方針、社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しや、新たな中間処理施設、最終処分場の整備や既存施設の長寿命化など、安全で安定した処理を継続しながら、効果的・効率的なごみ処理体制の構築を図る必要がある。

また、生活排水処理についても、社会資本や経済性、行財政に対する視点が大きく変化する中、未整備地域に一刻も早く汚水処理施設の整備を推進するという国の方針や社会情勢等を踏まえ、今後10年程度での生活排水処理施設の整備完了を目指すとともに、中長期において効率的な改築・更新や既存施設の統廃合などの運営管理手法の選定が必要となっている。

このため、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、長期的な視点に基づき現行計画の改定を行うもの。

### 2 計画の位置付け

- ・第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の基本施策「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」及び「上下水道サービスの質を高める」を具体化するための計画
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画
- ・環境行政上の総合計画である「宇都宮市環境基本計画」における廃棄物及び生活環境分野の関連計画



### 3 計画期間

計画期間は、ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月環境省通知）に基づき、本市の一般廃棄物行政の長期的な方向性を定めるため、平成28年度から平成42年度までの15か年とし、ごみ排出量の推移、施策の効果、社会情勢等を踏まえ、5年ごとに改定を行う。

## 第2部 ごみ処理基本計画

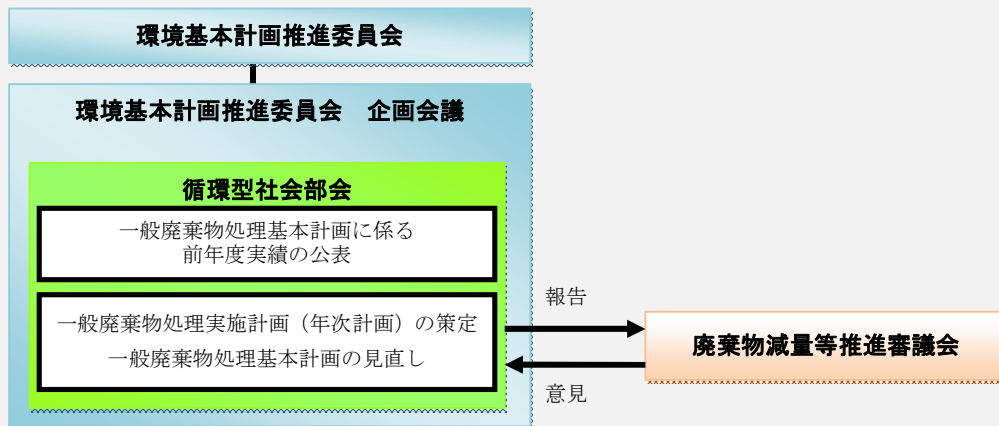
- 第1章 ごみ処理の現状と課題
- 第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針
- 第3章 ごみ処理基本計画の目標値
- 第4章 ごみ処理基本計画の施策体系
- 第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

## 第3部 生活排水処理基本計画

- 第1章 生活排水処理の現状と課題
- 第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針
- 第3章 生活排水処理基本計画の目標値
- 第4章 生活排水処理基本計画の施策体系
- 第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

## 第4部 一般廃棄物処理基本計画の推進体制

本計画の効果的な推進のため、一般廃棄物処理実施計画（年次計画）を策定するとともに、年間実績について市ホームページを通じて広く市民に公表する。



### 【本計画の特徴】

#### ごみ処理基本計画

- ① **ごみの種類に着目した効果的な取組の強化**  
本市の焼却ごみの組成は、生ごみが最も高い割合を占めており、紙類、布類、草木類については増加傾向にあることから、これらの減量に直結する効果的な取組の重点化を図った。

【主な取組】

- 紙類やプラスチック製容器包装などの分別精度の向上のための周知啓発の強化や拠点回収事業の拡充
- 生ごみの半分以上を占める「もったいない生ごみ」などの食品ロスの減量化推進
- 事業者等との連携などによる衣類等のリユース品の利用促進

- ② **事業系ごみに対する取組の更なる強化**

本市の事業系ごみについては、近年、減量化に積極的に取り組んでおり、効果があらわれはじめているが、更なる減量効果が見込めることから、これらを促進するための取組の重点化を図った。

【主な取組】

- 清掃工場へのごみの搬入時における展開調査・指導の拡充
- 減量等計画書の提出事業者の拡大や不適正排出事業者への訪問指導の拡充
- 商店街等における共同排出の仕組みづくりに向けた支援

- ③ **災害や社会環境の変化に対応するためのごみ処理体制の強化**

近年頻発する地震・風水害や、今後迎える人口減少・超高齢化など、社会環境の変化に対しては、適正かつ迅速に対応する必要があることから、市民の安全・安心な暮らしを支えるため、これらの課題に対応した取組を新たに計上した。

【主な取組】

- 災害種別に応じた災害廃棄物の仮置場候補地の確保や収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築
- 今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的な収集運搬のあり方の検討

#### 生活排水処理基本計画

- ① **生活排水の適正な処理及び生活排水処理施設の適正な維持管理の取組の強化**

今後10年程度での生活排水処理施設の整備完了を目指した取組の重点化を図った。また、合併処理浄化槽については、整備完了後、維持管理を徹底するための取組の重点化を図った。

【主な取組】

- 地域特性等を踏まえた計画的な公共下水道の整備の推進
- 支援制度の見直しによる合併処理浄化槽の整備の推進
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底（浄化槽法第11条検査など）

- ② **し尿・浄化槽汚泥等を効率的に処理する取組の推進**

人口減少社会の進行など、社会環境の変化やし尿・浄化槽汚泥等の量と質の変化、施設の老朽化に対応するため、水再生センターで公共下水道との一体処理の推進について新たに計上した。

【主な取組】

- 水再生センターにおける公共下水道とし尿・浄化槽汚泥等の一体処理の推進

- ③ **施設の老朽化や社会環境の変化に対応するための生活排水処理施設の運営管理の推進**

施設の老朽化や、今後迎える人口減少・超高齢化など、社会環境の変化に対して、長期的な視点に立ち、公共下水道処理区域に隣接する農業集落排水処理施設や、地域下水処理施設の統廃合等の取組の重点化を図った。

【主な取組】

- 生活排水処理施設の統廃合等の検討

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 第1章 ごみ処理の現状と課題

#### I ごみ処理の現状

##### 1 前計画の基本目標の達成状況

- 一人1日当たり資源物以外のごみ排出量（H26）：789 g/人・日（目標達成度：94.7%）
- 【要因】「もったいない生ごみの増加」、「焼却ごみへの資源物の混入」等
- 最終処分量（H26）：20,445 t/年（目標達成度：82.4%）
- 【要因】「ごみ総排出量の増加」、「震災後の放射性物質汚染対処特措法の処理基準による埋立計画の変更」等

##### 2 ごみ総排出量の推移

- 平成26年度の資源物以外の一人1日当たりごみ排出量は、平成23年度から平成25年度にかけて微増で推移したが、その後減少し、平成22年度とほぼ同程度
- ごみの全体量（平成26年度）：約18.4万t

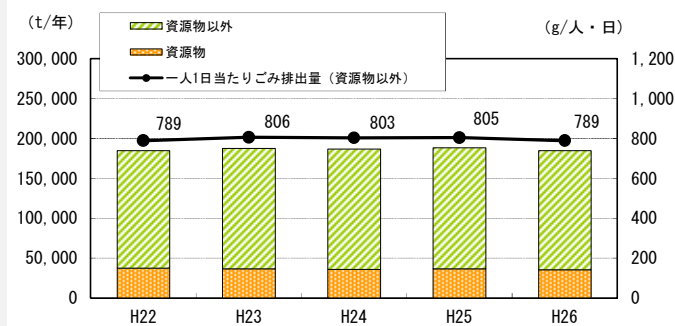


図 2 ごみ総排出量の推移

##### 3 焼却ごみ量の推移

- 一人1日当たりの焼却ごみ量も、平成23年度から平成25年度にかけて微増で推移したが、近年は減少傾向
- 平成26年度は平成12年度と比べて約17%（約29,700 t）減少

##### 4 焼却ごみの組成 (平成25年度ごみ組成分析結果：湿重量ベース)

- 家庭系：生ごみが約37%（このうち半分以上が「もったいない生ごみ」）  
資源化できる紙が約15%，プラスチック容器包装が約3%
- 事業系：生ごみが約32%  
資源化できる紙が約19%，プラスチック容器包装が約7%
- ⇒家庭系・事業系とも、「もったいない生ごみ」の割合が増加

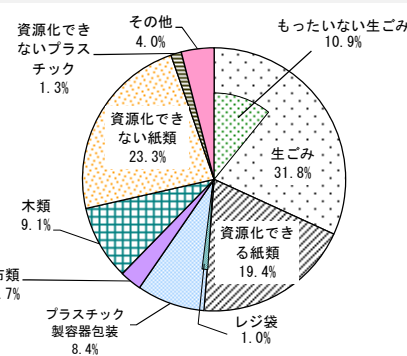
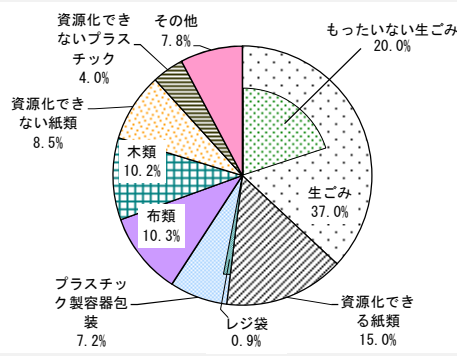


図 5 事業系焼却ごみの組成

##### 5 リサイクル率

- 平成26年度リサイクル率：18.2%

##### 6 ごみ処理施設

- 中間処理施設と最終処分場の整備の推進

#### 7 最終処分量の推移

- 平成26年度最終処分量（広域分含む）：約2.2万t

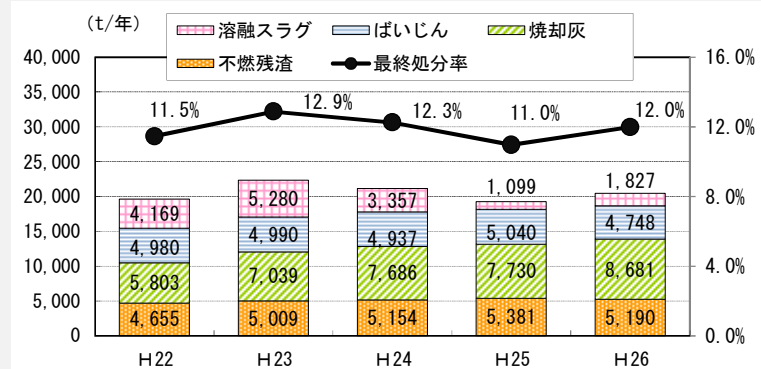


図 7 最終処分量の推移

#### 8 市民・事業者意識調査結果

(市民：対象2,500人・回答率45.1%，事業者：対象500事業所・回答率39.0%)

- 分別に対する協力度は非常に高い。
- 市民：2R（リデュース，リユース）に対する関心は低い
- 事業者：施策・事業に対する認知度が低い。
- 分別の徹底の普及啓発の充実が必要との意見が多い。
- 事業者：ごみ減量・リサイクルに関して、労力面や経済面からの問題を挙げている事業者が多い。
- ごみに関するさらなる情報の充実や新たな取組のニーズが高い。

#### II ごみ処理の課題

##### 【発生抑制・再使用】

- 家庭系・事業系それぞれにおける、「リデュース（発生抑制）」のより実効性のある事業手法の構築
- 「リユース（再使用）」に対する市民意識の向上に向けた取組強化
- 事業系ごみの排出実態を踏まえた適正処理の徹底
- 発生抑制に対する事業者意識の向上
- 分別協力度・分別精度の更なる向上に向けた、効果的な意識啓発の強化
- 情報の行届きにくい市民・事業者への、各種情報の周知

##### 【資源化】

- 市民負担や収集効率等に配慮した、紙製容器包装やバイオマスなどの新たな資源化の事業手法の構築
- 資源化に対する事業者の動機や意識を高める取組強化
- 資源化可能なごみの分別を促進するための事業手法の構築

##### 【ごみ処理体制】

- 人口減少などの社会環境の変化に対応した、収集運搬体制のあり方の検討
- 焼却処理量及び最終処分量の低減を図りながらの、中間処理施設及び最終処分場の計画的な整備の推進

### 第2章 ごみ処理の基本理念と基本方針

#### 【基本理念】

わたしたち一人ひとりが主役となって、持続可能な循環型社会を形成します。

#### 基本方針1 ごみの発生抑制の促進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、生産・販売・購買・消費・廃棄といった一連の経済活動の各段階で、ごみの発生抑制の取組を促進し、処理・処分すべきごみを可能な限り減らしていきます。

【基本施策 1-1】発生抑制の促進

【基本施策 1-2】再使用の推進

【基本施策 1-3】普及啓発の実施

#### 基本方針2 適正な資源循環利用の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、円滑な資源回収が行える仕組みをつくり、環境負荷にも配慮しつつ、ごみの減量、資源としての利用を推進していきます。

【基本施策 2-1】分別の徹底

【基本施策 2-2】資源循環利用の推進

【基本施策 2-3】市民・事業者主体による資源化の推進

#### 基本方針3 適正な処理・処分の推進

循環型社会の形成を踏まえ、中間処理・最終処分の各段階で、資源化を含めた適正な処理・処分が行える体制を確保します。処理・処分体制については、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷の低減やコストに配慮し、新たな施策と併せて適正な整備を行っていきます。

【基本施策 3-1】収集運搬体制の整備推進

【基本施策 3-2】処理・処分施設の維持管理及び整備の推進

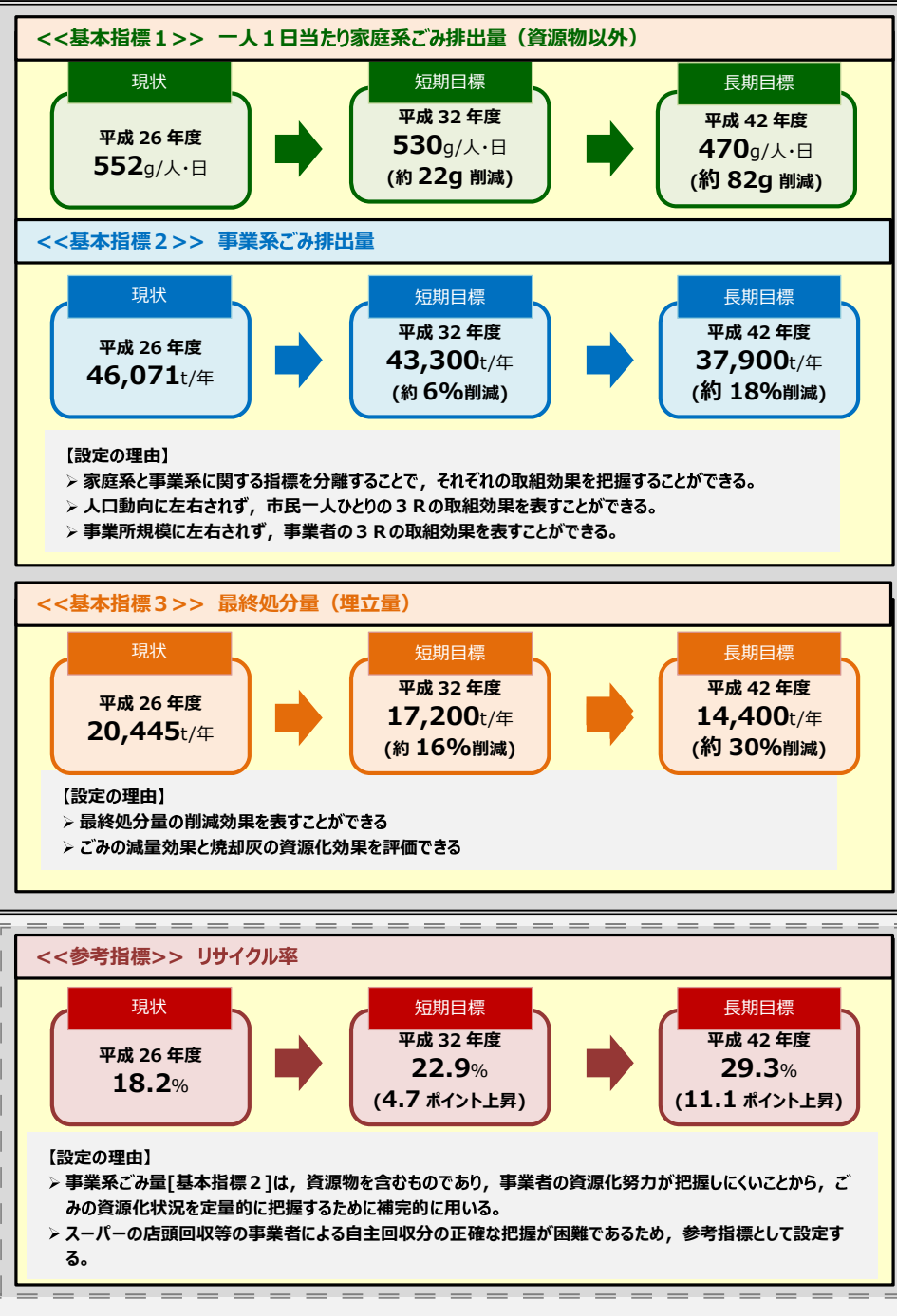
【基本施策 3-3】適正処理の推進



### 第3章 ごみ処理基本計画の目標値

施策の効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を設定し、計画の進捗管理を行っていく。

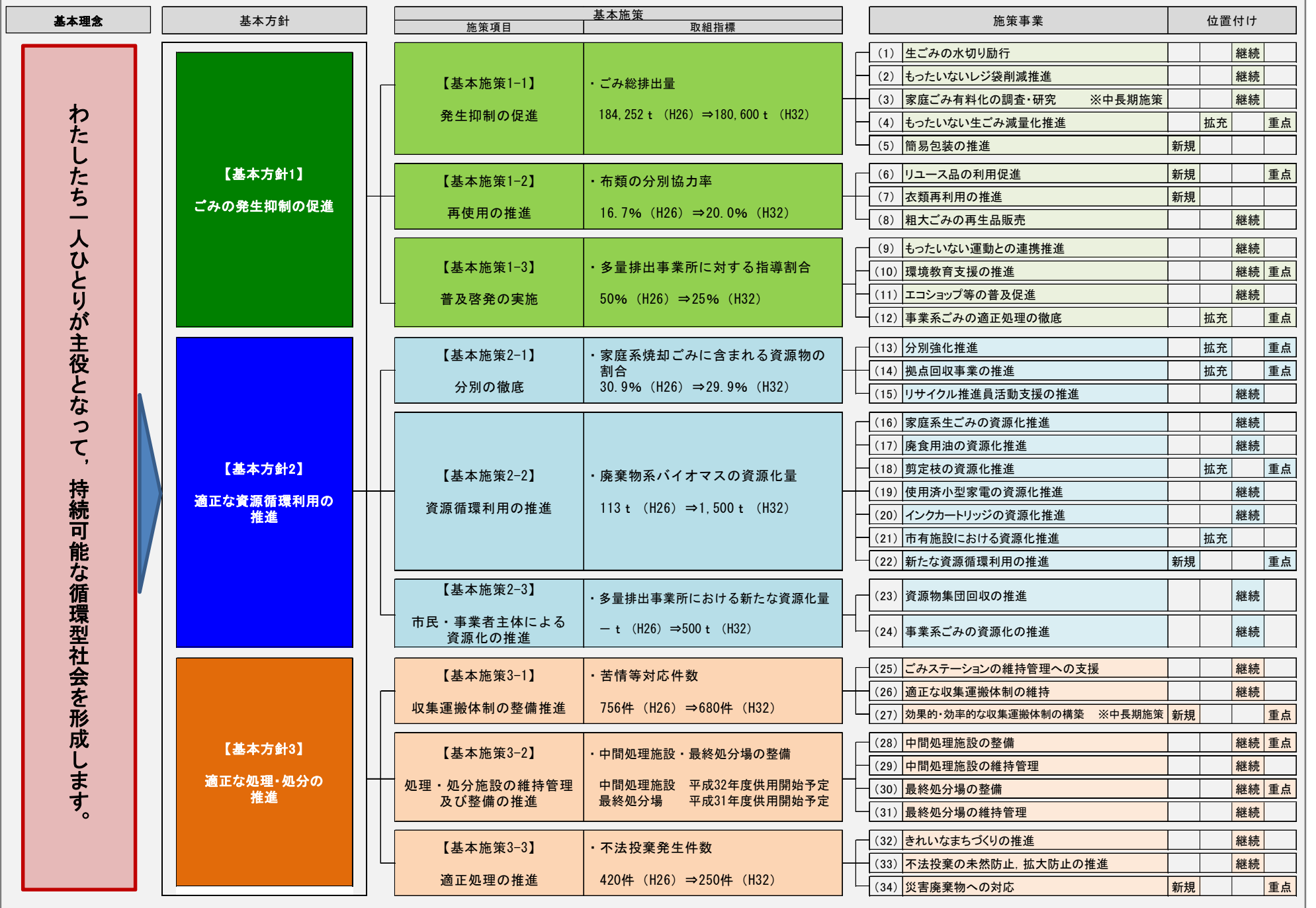
【長期目標】環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、目標年度を15年先に設定



### 第4章 ごみ処理基本計画の施策体系

低炭素社会・自然共生社会に配慮し、持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制をはじめとした減量化に取り組むとともに環境負荷の低減に配慮した施策を展開していく。

3つの基本方針の下に9つの基本施策、34の個別事業を設定し、計画の目標の達成に向けて取組みを進めていく。



### 第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源物以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分する。

また、収集・処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的なごみ処理を行う。

#### 1 収集運搬体制

- 5種13分別の継続
- 収集運搬許可業者による委託及び直接搬入の継続
- 事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発と指導を強化
- 社会環境の変化に対応した収集運搬のあり方の検討

#### 2 中間処理体制

- 焼却施設：クリーンパーク茂原、南清掃センターで焼却処理  
※クリーンパーク茂原で熱回収（ごみ発電）を実施
- 資源化施設：クリーンパーク茂原リサイクルプラザで不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルを資源化、エコプラセンター下荒針でプラスチック製容器包装、白色トレイを資源化
- 平成25年度に策定した「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、(仮称)新北清掃センターの整備を推進

#### 3 最終処分体制

- 最終処分場：エコパーク板戸で最終処分
- 平成27年度に策定した「新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、(仮称)第2エコパークの整備を推進

# 第3部 生活排水処理基本計画

## 第1章 生活排水処理の現状と課題

### I 生活排水処理の現状

#### 1 前計画の基本目標の達成状況

- 生活排水処理率<sup>\*1</sup>については、目標を達成した。
- 合併処理浄化槽の整備率と農業集落排水処理施設の接続率については、目標を下回った。

#### 2 生活排水処理施設の整備状況（平成26年度末現在）

- 公共下水道 整備率 94.3% (9,322ha/9,880ha)
- 農業集落排水処理施設 整備終了 (14地区)
- 合併処理浄化槽 整備率 74.4% (6,377基/8,575基)
- 地域下水処理施設 民間開発団地 (10施設)
- 生活排水処理人口普及率<sup>\*2</sup> 96.9%

#### 3 生活排水処理施設の接続状況（平成26年度末現在）

- 公共下水道 接続率 93.3%
- 農業集落排水処理施設 接続率 83.0%
- 生活排水処理率 94.2%

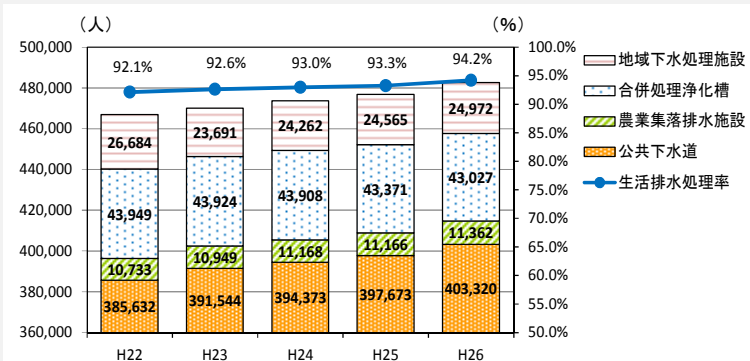


図 生活排水処理率の推移

#### 4 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移（平成26年度末現在）

- 汲み取りし尿処理量 20.7kℓ/日
- 浄化槽汚泥等処理量 81.8kℓ/日
- ⇒し尿・浄化槽汚泥等処理量は、公共下水道等の普及により年々減少するとともに質も変化

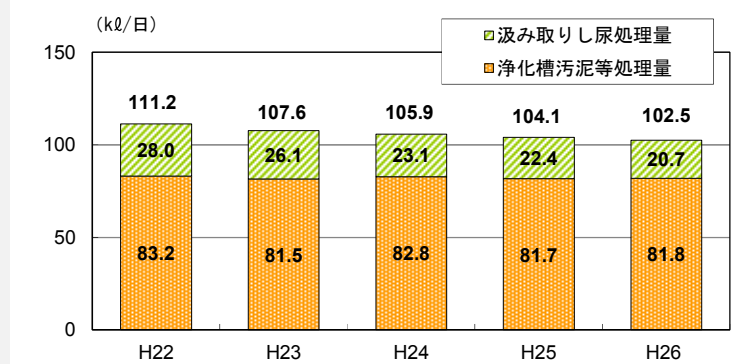


図 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移

#### 5 し尿・浄化槽汚泥等処理・処分状況

- 中間処理**  
東横田清掃工場で適正処理  
(供用開始から30年以上経過)
- 最終処分**  
エコパーク板戸で埋立処理  
(計画期間：平成31年度まで)

#### 6 公共用水域の水質状況

生活排水処理施設の整備や、工場等における法令に基づく排水基準の遵守により、水質汚濁の防止が図られているが、河川の生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準<sup>\*3</sup>が達成されていない調査地点もあることから、引き続き生活排水対策等が必要である。

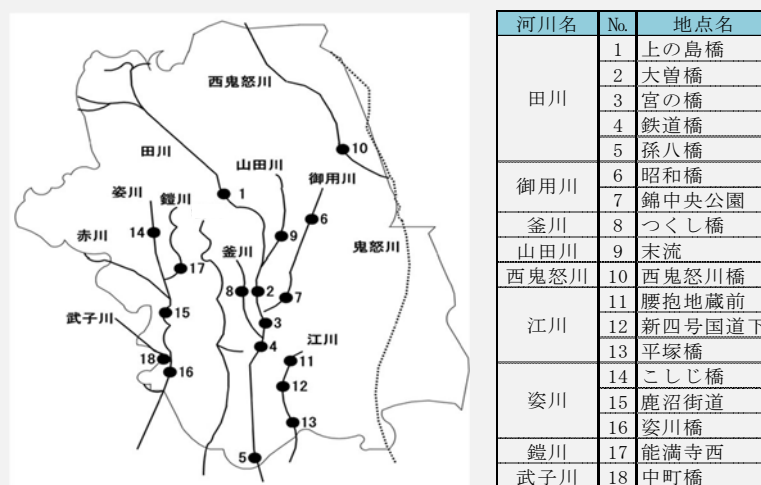


図 公共用水域水質の調査地点

#### 7 市民意識調査結果(市民：対象2,500人・回答率45.1%)

- 生活排水処理施設は、水環境保全のために必要であるとの認識が高い。
- 自宅での生活排水の処理方法に対する認識が低い。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を行わない理由として、経済的な問題や今の生活で困らない人が多い。

※1 生活排水処理率  
⇒公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

※2 生活排水処理人口普及率  
⇒公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

※3 環境基準  
⇒人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準

### II 生活排水処理の課題

#### 【整備・接続・維持管理】

- 他事業との連携などによる効率的な公共下水道の整備推進
- 合併処理浄化槽の整備を推進するための施策の拡充
- 生活排水処理施設への接続促進
- 生活排水処理施設の効率的な運営管理
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

#### 【運搬・処理・処分】

- し尿収集運搬体制の統一
- 東横田清掃工場の老朽化に対応した、効率的な施設整備の推進

## 第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

### 【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

### 基本方針1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境の改善や公共用水域の水質改善に向け、施設の効率的な運営管理を検討するとともに、事業の経済性や地域特性を踏まえた整備手法を検討することにより、生活排水処理施設を計画的に整備完了することを目指します。

【基本施策 1-1】生活排水処理施設の整備推進

【基本施策 1-2】生活排水処理施設への接続促進

【基本施策 1-3】生活排水処理施設の適正管理

### 基本方針2 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥等の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、適正に収集運搬し、下水道施設において一体的に処理するため、効果的・効率的な処理方法について、継続的に検討します。

【基本施策 2-1】持続的に安定した収集運搬の実施

【基本施策 2-2】効果的・効率的な中間処理の継続

【基本施策 2-3】安定した最終処分の推進

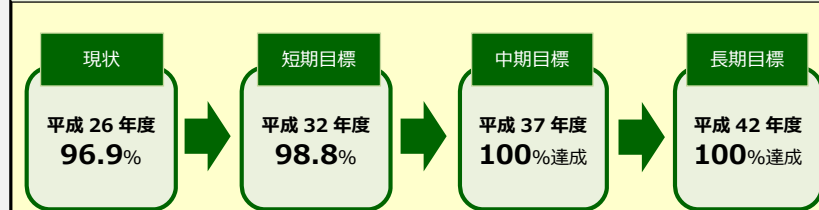


### 第3章 生活排水処理基本計画の目標値

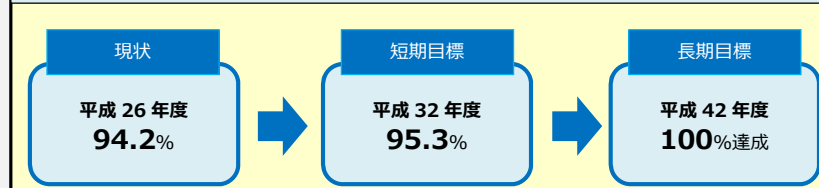
施策の効果を客観的かつ定量的に点検・評価するため、基本指標とその目標値を設定し、計画の進捗管理を行っていく。

【長期目標】環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、目標年度を15年先に設定

#### <<基本指標1>> 生活排水処理人口普及率



#### <<基本指標2>> 生活排水処理率



【設定の理由】  
 > 生活排水処理施設の整備進捗について把握することができる  
 > 生活排水処理施設への接続について把握することができる

#### <<参考指標1>> 河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準の達成率



【設定の理由】  
 > 生活排水処理施設への接続によって、公共用水域の水質保全が確保されているか把握するため、参考指標として設定する

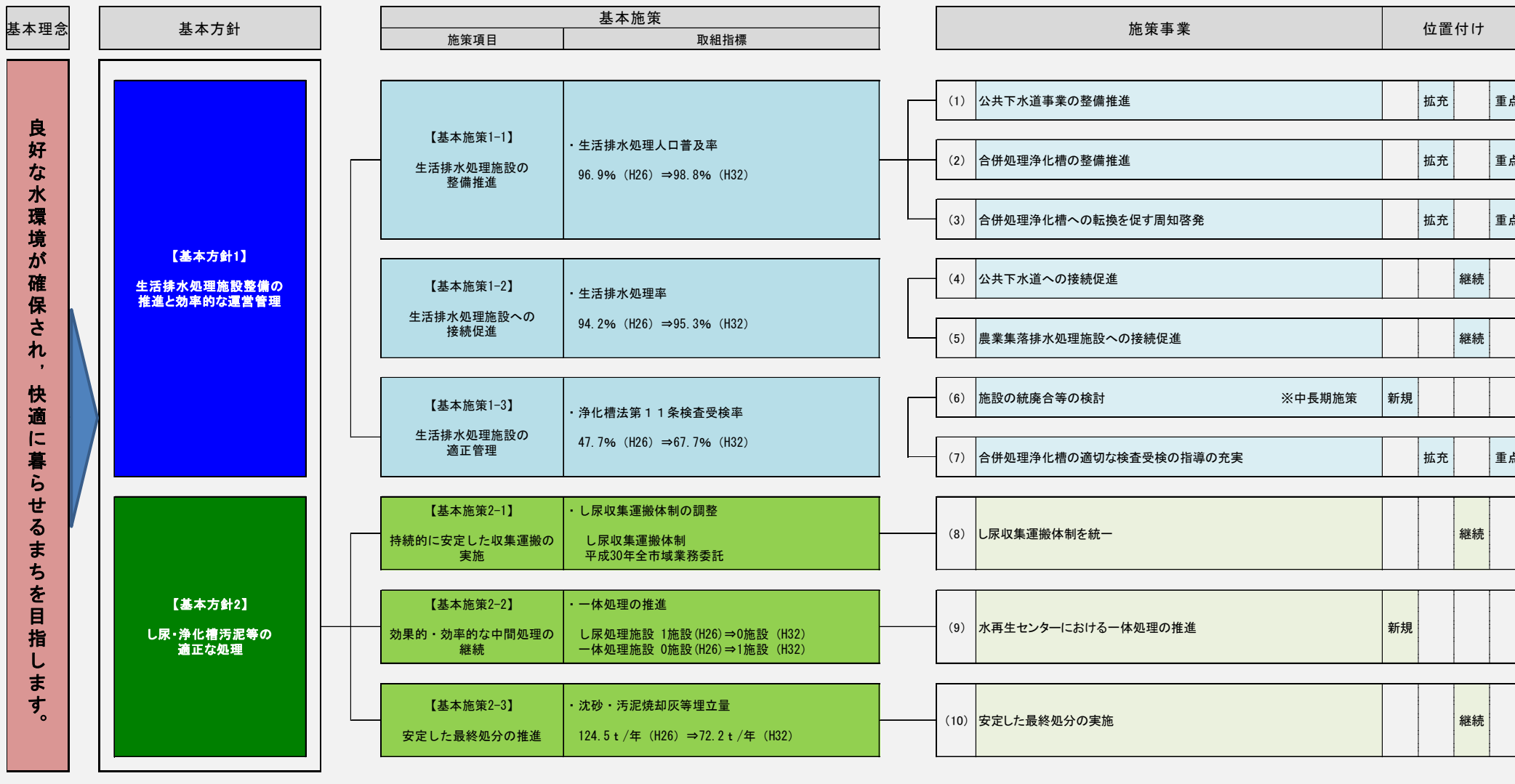
#### <<参考指標2>> 汲み取りし尿処理量



【設定の理由】  
 > 生活排水処理施設への接続や合併処理浄化槽の設置による、汲み取り世帯からのし尿の減少を把握するため、参考指標として設定する

### 第4章 生活排水処理基本計画の施策体系

今後、迎える人口減少・超高齢化社会においても生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進するための施策を展開していく。



### 第5章 収集運搬、中間処理、最終処分の体制

本市から排出された、し尿・浄化槽汚泥等は、引き続き適正かつ安定的に処理する。

#### 1 収集運搬体制

- ・浄化槽汚泥については、引き続き許可業者により、収集運搬を実施する。
- ・し尿については、収集形態のあり方や公共下水道等の進捗による、し尿収集運搬量の減少を十分考慮し、効果的で効率的な収集運搬を実施する。

#### 2 中間処理体制

- ・し尿・浄化槽汚泥等については、一体処理を開始するまでは、引き続き、東横田清掃工場において、現在の水処理や焼却処理などを継続して行う。
- ・将来的に、水再生センターにおいて、下水処理過程から発生した汚泥と一体処理を推進する。

#### 3 最終処分体制

- ・東横田清掃工場から発生する汚泥等は、一体処理を開始するまでは、引き続き、焼却処理後、最終処分場において埋立処分する。
- ・将来的に、前処理したし尿等については、水再生センターにおいて適正に処理後、資源化することとし、除去した残渣については、焼却処理するなどし、最終処分場において埋立処分を行う。